平成２１年（フ）第３２３号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目10番７号　赤嶺アパート301
債務者　赤嶺　由希（旧姓宗本）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３５号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目15番12号　城間マンション303
債務者　界　明日香（旧姓富川）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３８号
沖縄県那覇市松尾２丁目12番30―504号　丸真産業ビル
債務者　金城剛三郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１号
沖縄県石垣市字新川2352番地　県営住宅真喜良第二団地５号棟303号
債務者　前里かず子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３３号
沖縄県石垣市字真栄里38番地　ゆたかハイツ205号
債務者　大嶺　朝子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３６号
沖縄県石垣市字大川551番地の１
債務者　前嵩　敦司
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第４０号
沖縄県石垣市字大浜1349番地の43　県営住宅磯辺第２団地３号棟102号
債務者　冨名腰美智子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１７５号
長野県千曲市大字上山田2273番地15　ファミールひまわりＡ―205号
債務者　小林富士江
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１９０号
富山市四方恵比須町38番地
債務者　芝田トシ子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４８号
岐阜県不破郡垂井町1280番地
債務者　磯野　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
岐阜県大垣市昼飯町270番地８　岩文ひるい103号室
債務者　小寺　徳成
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
岐阜県大垣市昼飯町270番地８　岩文ひるい103号室
債務者　小寺美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
兵庫県明石市二見町東二見684　フローラルシティⅡＣ棟101
債務者　中尾　安夫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
兵庫県明石市二見町西二見405―14
債務者　本多　篤史
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
神戸市西区池上２丁目９―５
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
神戸市西区王塚台７丁目96―２―112
債務者　植野　和人
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
長野県飯田市鼎切石5085番地３ゴールドクレスト103号
債務者　相野田昌子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第７６号
長野県飯田市鼎東鼎44番地１
債務者　尾科　政宏
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　長野地方裁判所飯田支部